

中国における特許権侵害判断の 新しい基準と実務上の対応策

～2013年9月に公布された北京市高級人民法院の
特許権侵害判断ガイドラインを中心として～

日時
平成 25年 12月6日 (金)
10時～16時 (開場9時30分)

中国の特許侵害訴訟の件数は日本とは比べ物にならないほどはるかに多く、今や日本企業・日系企業が中国の特許侵害訴訟の当事者となることも少なくありません。しかしながら、中国の特許侵害の判断基準は抽象的であり、また、日本の判断基準とは異なる点も多く、日本企業・日系企業の皆様にとって分かりにくいものでした。

このような状況の下、最近、北京市高級人民法院が、「特許権侵害判断ガイドライン」(2013年9月4日付)を公布しました。本ガイドラインは、全部で133条もあり、その内容は、発明・実用新案・意匠の各特許権に関する保護範囲の確定方法、文言侵害、均等論、禁反言、権利濫用の抗弁、先使用の抗弁、公知技術の抗弁など、多岐にわたります。本ガイドラインは、現在の中国特許訴訟の実務における到達点を示したものと見え、日本企業・日系企業の皆様が中国特許侵害訴訟の実務の現状及び今後の動向を知るには、格好の素材といえるでしょう。

そこで、本セミナーでは、本ガイドラインの正確な日本語訳を配布して、その内容を解説するとともに、今後、日本企業・日系企業が中国特許侵害訴訟のリスクに対処する上で、どのような点に留意し対応すべきか等について解説いたします。また、中国特許侵害訴訟に関する過去の具体的な紛争事例についても紹介し、検討を加えたいと思います。

講師：BLJ法律事務所 弁護士・博士(法学) 遠藤 誠氏

参加料：各1名につき(資料代・消費税込)

特別会員	普通会員・ 知財会員	特許ニュース 購読者	一 般
10,000円	15,000円	18,000円	23,000円

場 所：
銀座会議室(三丁目)6階C室

東京都中央区銀座3-7-10 松屋アネックスビル
(東京メトロ銀座線・日比谷線銀座駅下車A12番出口
より徒歩約2分)

中国における特許権侵害判断の新しい基準と実務上の対応策 プログラム

- I. 北京市高級人民法院の「特許権侵害判断ガイドライン」(2013年9月4日付け)の概要
(下記項目は、本ガイドラインの目次でもあります。)
- 一、発明、実用新案特許権の保護範囲の確定
 - (一) 保護範囲を確定する解釈対象
 - (二) 解釈原則
 - (三) 解釈方法
- 二、発明、実用新案特許権の侵害判断
 - (一) 技術的特徴の対比方法
 - (二) 文言侵害
 - (三) 均等侵害
- 三、意匠特許権の保護範囲の確定
- 四、意匠特許権の侵害判断
- 五、その他の特許権侵害行為の認定
 - (一) 特許権侵害行為
 - (二) 共同侵害行為

- 六、特許権侵害の抗弁
 - (一) 特許権効力の抗弁
 - (二) 特許権濫用の抗弁
 - (三) 非侵害の抗弁
 - (四) 侵害とみなさないという抗弁
 - (五) 公知技術の抗弁及び公知デザインの抗弁
 - (六) 合理的出所の抗弁
- II. 日本企業・日系企業にとっての留意点及び対応策
 - ・特許権主張者又は中国特許侵害訴訟の原告となる場合
 - ・被疑侵害者又は中国特許侵害訴訟の被告となる場合
 - ・権利化への影響
- III. 中国特許侵害訴訟に関する過去の具体的な紛争事例を題材として

最新のセミナー情報がご覧になれます

<http://www.chosakai.or.jp/seminar/seminar-annai.htm>

経済産業調査会 セミナー

検索

「中国における特許権侵害判断の新しい基準と実務上の対応策」参加申込書 (H25.12.6開催)

ご所属名	電話
	FAX
	E-mail
ご住所 〒	
参加者	
お名前	部署名
お名前	部署名
お名前	部署名
備考欄	
申込先	FAX : 03-3535-4884 E-mail : seminar@chosakai.or.jp
	一般財団法人 経済産業調査会 〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 電話 03-3535-4881